

令和2年2月19日

消費者ネット広島と株式会社西本ハウスとの間の裁判上の和解について

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 裁判上の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者ネット広島（以下「原告」という。）が、建物の設計・監理・施工等を業とする株式会社西本ハウス（以下「被告」という。）に対し、被告が消費者との間で工事請負契約を締結する際に添付している工事請負約款の条項中の別添の和解条項の別紙1記載の各条項（以下「本件条項」という。）は、消費者契約法（以下「法」という。）第9条第1号^(※)又は第10条^(※)に規定する消費者契約の条項に該当してその効力が否定されるものであるとして、法第12条第3項の規定に基づき、①本件条項を内容とする意思表示の停止、②本件条項が記載された約款等取引書類の廃棄並びに③被告の取締役及び従業員に対する①及び②の事項の周知並びに①の意思表示を行わないことの指示を求めた事案である（平成31年2月5日付けで広島地方裁判所に対して訴訟を提起）。

(※) 消費者契約法

（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

二 〔略〕

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第十条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

（注）上記の訴えが提起された日現在の規定

(2) 結果

令和元年10月15日、原告と被告との間で、別添の和解条項を内容とする裁判上の和解が成立した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者ネット広島（法人番号 5240005002780）

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社西本ハウス（法人番号 6240001016726）

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、被告が消費者との間で工事請負契約を締結するにあたり、工事請負約款（以下「約款」という。）の条項中、別紙1記載の各条項を内容とする意思表示を今後一切行わないことを約束する。
- 2 被告は、原告に対し、約款の条項中、別紙1記載の各条項を修正し、別紙2記載Ⅰ及びⅢの各条項に変更すること並びに同記載Ⅱの条項を新たに設けることを約束する。
- 3 被告は、原告に対し、別紙1記載の各条項が記載された約款等取引書類を廃棄することを約束する。
- 4 被告は、原告に対し、その取締役及び従業員らに対し、第1項ないし第3項記載の事項を周知させ、第1項の意思表示を行わないよう適切な措置を講じることを約束する。
- 5 被告は、原告に対し、被告が既に工事請負契約を締結していた消費者との間で別紙1記載の各条項の適用が問題となった場合、消費者契約法及び本和解条項の趣旨に沿って、適切な対応をとることを約束する。
- 6 原告及び被告は、本和解条項に定めるもののほか、他に何らの事項についても合意していないことを相互に確認する。

7 原告は、その余の請求を放棄する。

8 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

(別紙1)

I 約款第15条第7項

工事目的物等の滅失毀損が、本条に基づく瑕疵であるか否かの点について争いがある場合、甲及び乙は一般社団法人日本公正技術者協会に瑕疵該当性の判断をすることを申し出ることができる。甲及び乙のいずれかより、本項の申し出がなされた場合、甲及び乙は一般社団法人日本公正技術者協会の瑕疵該当性に関する判断にしたがうものとする。

II 約款第21条本文

甲又は乙が、第19条又は第20条に基づいて本契約を解除したときは、甲は違約損害金として工事請負契約書第2条の請負代金の総額の5%を乙に支払うものとする。

以上

(別紙2)

I 約款第15条第7項

工事目的物等の滅失毀損が、本条に基づく瑕疵であるか否かの点について争いがある場合、甲又は乙は、一般社団法人日本公正技術者協会に瑕疵該当性の判断をすることを申し出ることができる。

II 約款第19条第3項

前2項に基づく解除がなされた場合において、着工部分がある場合、着工部分について、甲は現状のまま引渡しを受けるものとする。この場合において、乙は、工事出来形に相当する実損額及びこれに対応する諸経費を甲に対して請求することができる。ただし、着工部分に瑕疵がある場合には、この限りではない。

III 約款第21条

乙が第20条に基づいて本契約を解除したときは、乙の甲に対する損害賠償請求は妨げられない。また、着工部分については現状のまま甲が引渡しを受けるものとし、甲は前記の損害賠償に加えて、工事出来形に相当する実損額及びこれに対応する諸経費を合算して乙に支払うものとする。ただし、着工部分に瑕疵がある場合には、この限りではない。

以上